

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05-制度-00031 沿革 (略) 平成 <u>26</u> 年 <u>7</u> 月 <u>24</u> 日 一部改正</p> <p>第 1 章 定義 (第 1 条-第 8 条) 第 2 章 個別保証枠 (第 9 条-第 14 条) 第 3 章 保険料率算定 (第 15 条) 第 4 章 保険の申込(第 16 条-第 <u>17</u> 条) 第 5 章 保険料 (第 <u>18</u> 条-第 <u>19</u> 条) 第 6 章 保険金の支払等 (第 <u>20</u> 条)</p> <p>第 1 章 定義等 (定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 25 年法律第 67 号) 及び中小企業輸出代金保険約款 (以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一 「中小企業者」とは、中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に定める以下に掲げる中小企業者をいう。</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額が <u>3</u> 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が <u>300</u> 人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次のロからハマまでに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ロ 資本金の額又は出資の総額が <u>1</u> 億円以下の会社並びに常</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05-制度-00031 沿革 (略)</p> <p>第 1 章 定義 (第 1 条-第 8 条) 第 2 章 個別保証枠 (第 9 条-第 14 条) 第 3 章 保険料率算定 (第 15 条) 第 4 章 保険の申込(第 16 条-第 18 条) 第 5 章 保険料 (第 19 条-第 20 条) 第 6 章 保険金の支払等 (第 21 条)</p> <p>第 1 章 定義等 (定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 25 年法律第 67 号) 及び中小企業輸出代金保険約款 (以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一 「中小企業者」とは、中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に定める以下に掲げる中小企業者をいう。</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次のロからハマまでに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常</p>	

新	旧	備考
<p>時使用する従業員の数が<u>100</u>人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ハ 資本金の額又は出資の総額が<u>5</u>千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が<u>100</u>人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ニ 資本金の額又は出資の総額が<u>5</u>千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が<u>50</u>人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>二～十二 (略)</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>第2章～第3章 (略)</p> <p>第4章 保険の申込み</p> <p>(対象輸出契約)</p> <p>第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一 ～四 (略)</p> <p>五 輸出貨物の代金の額が<u>5</u>千万円以下のもの(ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。)</p> <p>六～七 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保険契約は、一の輸出契約につき一の保険契約の締結(1 Contract=1 Policy)を原則とするが、二以上の船積期限及び各船積期限の船積金額が定められている輸出契約であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合は、一の輸出契約を分割して保険契約の申込みを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。</p>	<p>時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>二～十二 (略)</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>第2章～第3章 (略)</p> <p>第4章 保険の申込み</p> <p>(対象輸出契約)</p> <p>第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 輸出貨物の代金の額が5000万円以下のもの(ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。)</p> <p>六～七 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保険契約は、一の輸出契約につき一の保険契約の締結(1 Contract=1 Policy)を原則とするが、二以上の船積期限及び各船積期限<u>ごと</u>の船積金額が定められている輸出契約であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合は、一の輸出契約を分割して保険契約の申込みを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。</p>	

新	旧	備考
<p>6 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第5章 保険料</p> <p>第18条~第19条 (略)</p> <p>第6章 保険金の支払等</p> <p>第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成26年8月1日から実施する。</u></p>	<p>6 (略)</p> <p><u>(保険契約の相談)</u></p> <p><u>第17条 約款に基づく保険の申込みを行おうとする者は、日本貿易保険に事前相談による利用者登録を行わなければならない。ただし、既に利用者登録を行っている場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>2 日本貿易保険は、前項で規定する利用者登録をしていない場合は保険契約を締結しない。</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>第5章 保険料</p> <p>第19条~第20条 (略)</p> <p>第6章 保険金の支払等</p> <p>第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	